

平成24年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成24年12月19日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成24年第2回瑞穂市教育委員会臨時会及び平成24年第11回
瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 承認第45号 学校における講師等の採用（配置）について

日程第5 議案第46号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一
部を改正する規則について

日程第6 議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について

日程第7 議案第48号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

日程第8 そ の 他 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

古 川 正 敏

関 谷 均

福 野 佐代子

横 山 博 信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課長	和 合 保
学校教育課主幹	堀 幸 子
幼児支援課長	広 瀬 照 泰
幼児支援課総括課長補佐	鹿 野 正 美
生涯学習課長	伊 藤 清 美
生涯学習課総括課長補佐	児 玉 等

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 磯 部 基 宏

○傍聴者

1 名

開会 午後 2 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。只今より平成 2 4 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。本日は、議事に入る前に穂積中学校、別府保育所の施設訪問を行いますのでよろしくお願い致します。

穂積中学校及び別府保育所の施設訪問を行いました。

○委員長 施設訪問ご苦労様でした。

日程第 1 に入る前に、本日、傍聴希望者が 1 名みえますので確認を行います。教育委員会の会議は原則公開となっています。傍聴していただいてもよろしいでしょうか。

「異議なし。」

それでは傍聴を許可することとします。

日程第 1 平成 2 4 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会及び平成 2 4 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第 1 平成 2 4 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会及び平成 2 4 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 2 4 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会及び平成 2 4 年第 1 1 回教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

福野委員にお願い致します。

日程第 3 教育長の報告

○委員長 日程第 3 教育長より報告を求めます。

○**教育長** 改めましてこんにちは。先程寒い中、施設訪問をしていただきありがとうございました。来年度、未満児の受け入れを20名程増やしているということで、別府保育所の施設も見ていただき良かったと思います。

先日開会されました3月議会の一般質問にて就学区域の弾力化についての質問がありました。この件につきまして、今回の定例会にて議案を上げさせていただいていますが、検討を要することなので、後程ご審議よろしくお願い致します。

日程第4 議案第45号 学校における講師等の採用（配置）について

○**委員長** 日程第4 議案第45号 学校における講師等の採用（配置）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第45号 学校における講師等の採用（配置）について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。氏名 山村芳子、勤務場所 瑞穂市立穂積小学校、職名 常勤講師（休職補充）。平成24年12月19日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号の規定によるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第45号 学校における講師等の採用（配置）について、可決することと致します。

日程第5 議案第46号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**委員長** 日程第5 議案第46号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第5 議案第46号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実

施条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。平成24年12月19日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、放課後児童クラブ利用申込書、状況証明書の様式変更に伴い、市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第46号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第6 議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化） について

○委員長 日程第6 議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第6 議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、就学指導予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第13号により、教育委員会の議決を求める。平成24年12月19日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則第2条2項の規則により、就学予定者の学校を指定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○学校教育課長 就学区域の弾力化について、今後の検討課題を少し説明させていただきます。瑞穂市も市制10年ということで、色々な施策で見直しをしなければならない懸案があります。この就学区域の弾力化の運用に関わってもその一つであり様々な問題が起きています。そのことに伴い、「就学区域の弾力的運用」というものではなく、学校教育法施行令第8条に定められている

「就学指定学校の変更手続き」で今後対応していこうと思います。この「就学指定学校の変更手続き」も過去よりかなり弾力化されており、いじめに関わること、通学の利便性、部活動の魅力なども変更手続き理由に該当しています。実際には「就学区域の弾力的運用」を活用しなくても、就学指定学校の変更ができるようになっていきます。従って、今後、「就学区域の弾力的運用」については、廃止の方向で検討しようと考えています。廃止の時期については、現在、弾力化を利用している子ども、その兄弟姉妹への十分な配慮を考えながら、本年度をもってということと考えています。以上のことによりご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○委員長 まずは、議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）についての議題の採決を行います。

ご質疑ございませんか。

いじめの理由で申し出をしている方はいますか。

○学校教育課長 ありません。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、可決することと致します。

議案第47号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）についての関連した、先程の説明に関してご意見はありますか。規則改正等については、次回以降に議案として上がってきますが、その前に何かご意見がありましたらお願い致します。

先程の学校教育法施行令第8条は、理由内容も書かれているのですか。

○学校教育課長 様々な理由によって教育委員会が認めた場合は許可できるようになっています。その範囲が平成18年度の通知で、社会的問題、いじめ、通学の利便性などの理由が拡大したということです。資料につきましては、次回以降規則改正の議題を提出する際に報告致します。

○委員長 規則改正後は、教育委員会に議案として上がってくるものですか。それとも事務局への書類だけで承認できるものですか。

○学校教育課長 来年度以降におきましては教育委員会へは報告のみとさせて

いただく予定です。

- 教育長** 少し補足をさせていただきます。学校教育課長が説明しました、学校教育法施行令第5条・第8条関係及び平成18年度通知文等につきましては、次回以降の定例会にて資料として提出させていただきます。また、今年度まで「就学区域の弾力化」ということで色々な所で説明してきましたので、規則改正したことにより就学区域の変更ができなくなるのか等の間違った情報で混乱しないよう、市民の方へは何らかの方法で説明をしていく予定です。
-

日程第7 議案第48号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

- 委員長** 日程第7 議案第48号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 教育総務課長** 日程第7 議案第48号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1項第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成24年12月19日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号の規定によるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長** ご質疑ございませんか。
- ご異議ございませんか。
- 異議なしと認めます。日程第7 議案第48号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することと致します。
-

日程第8 その他

- 委員長** 日程第8 その他に入ります。
- 教育次長** 生津ふれあい広場整備工事ですが、12月6日に入札を行いました。税込契約金額247,800千円で、松野組が落札致しました。その後、仮契約を行い、12月14日議会に提出し議決をしていただき、12月20日付けで本契約を締結する予定となっています。3月25日完成を目指して工事

を進めることになっていきますので報告致します。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 前回の教育委員会定例会にて意見聴取をさせていただきました、平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）中、穂積中学校テニスコート用地購入費につきまして、道路を挟んでの用地ということで生徒の安全性について、市長部局へ意見書を11月16日付けで別紙のとおり提出させていただきましたので報告させていただきます。また、意見書をホームページにて掲載させていただきますので併せて報告させていただきます。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 2学期につきまして現場視察等ありがとうございました。学校も運動会、体育祭、公表会、発表会等大変頑張ってくださいと思います。12月26日が2学期の終業式になります。また、小中学校は、1月7日が3学期の始業式、幼稚園につきましては、1月8日が始業式となります。3学期には卒業式等ありますのでよろしくお願い致します。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 前回の定例会の際に、保育所の入所状況を報告させていただきました。その際に抽選を行うとの説明をさせていただきましたが、最終的には行いませんでした。前回説明致しました外勤（常勤）の方まではすべて受け入れができました。それ以外の方については、清流みずほにて受け入れができる旨の案内を保護者へ案内をさせていただきました所、63名の内22名が希望されました。また、これから仕事を探すなどの理由の方が8名いますが、この方については清流みずほでも受け入れできませんでしたので、今後、待機児童として上がってくると思います。以上の方は、9月末までの期限内の希望者ですが、期限以降に申し込みが現在9名いますので、合計17名程の方が待機児童として上がる見込みで考えています。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 来年の1月13日に成人式が挙りますのでよろしくお願い致します。本日も、新成人による実行委員会が行われ、最後の打合せを行います。地域コミュニティーづくり活動事業の校区活動につきまして、現在、総務課と連携をとりまして、今後、校区活動が自治会組織の中において定着していく

よう打合せを行っています。つきましては、現在まで生涯学習課職員が各校区の事務の支援を行っていましたが、今後は各自治会長、社会教育推進委員が中心となり事務についても、自主運営を行うよう調整を行っている状況です。

○委員長 その他ご質疑ありませんか。

現場視察にて穂積中学校テニスコート予定地を見ていただきましたが、教育総務課長の説明のとおり、市長部局へ意見書を提出致しました。学校施設の付随するものとして、教育委員会が意見を申し出るということです。今後もどのようにするか意見を教育委員会で検討していかなければいけないと思いますのでよろしくお願い致します。また、事務局も同様に何か良い案件がありましたら報告をお願いします。

○教育長 本日現場でお話しをいただきました、様々な案をいただきましたので、今後、事務局にてまとめまして次回の定例会に報告させていただきます。どのみち埋め立てをした後すぐに工事を行うことはできないと思いますので、今後も継続で審議していかなければいけないと思います。

○委員長 目的は子どもの安全ということが第一です。勿論、市長または議会の意見も聞きながらそれをまとめていくことも必要だと思いますのでよろしくお願い致します。

別件ですが、ノロウイルスが全国的に流行していますが瑞穂市についてはどうですか。

○学校教育課長 ノロウイルスにつきましては、学校教育課も非常に心配しております。本市におきましては、先々週に本田小学校にて3名程出ましたが、広がることなくすぐ治まりました。また、先週穂積小学校にて1名出ました。これにつきましてはノロウイルスの疑いがあるということで、確定ではありませんでした。集団発生の兆候は瑞穂市に関してはありません。今後も手洗いうがいなどの指導は各学校にて行っていきます。

○委員長 今後とも注意してください。

先日、行革委員会があり出席してきましたが、その中で、産休職員の補充について期限付き職員の採用に関して検討したいとの提案がありました。保育所だけで十数名産休職員がいると聞いています。産休期間につき期限付き職員の対応をしたい。給与についても正職員と同じこととするということだそうです。

そのことについては慎重に検討してくださいと伝えました。期限付き職員の対象になった臨時職員の方は良いですが、それ以外の臨時職員の方が不信感を持たないか心配だと思います。慎重に検討する必要があると思いました。

その他ご質疑ありませんか。

次回の会議ですが、平成25年1月22日、火曜日、午後2時00分からということですのでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は、第12回定例会長時間ご審議いただきましてありがとうございます。

新年を迎えるにあたり、皆様が来年良い年でありますようにご祈念申し上げます。まして定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時41分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年1月22日

瑞穂市教育委員会 委員長

河合和義

委員

古川正敏

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。